

2 特別加入の手続き

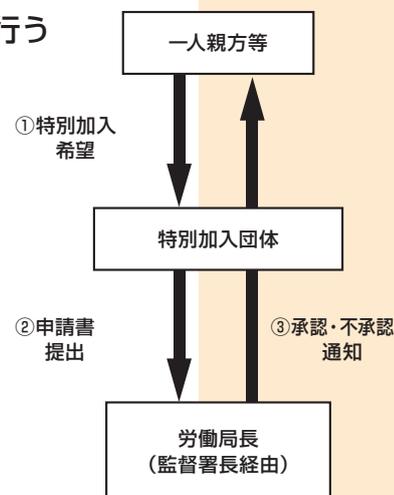
一人親方等の特別加入については、一人親方等の団体（特別加入団体）（注1、2）を事業主、一人親方等を労働者とみなして労災保険の適用を行います。

特別加入の手続きは、都道府県労働局長の承認を受けた特別加入団体が行うことになっています。

（1）新たに特別加入団体をつかって申請する場合

提出するもの： 特別加入申請書（一人親方等）
提出先： 所轄の労働基準監督署長（以下「監督署長」といいます。）を経由して所轄の都道府県労働局長（以下「労働局長」といいます。）

特別加入申請書（以下「申請書」といいます。）には、特別加入を希望する人の業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを記入する必要があります。



（注1）特別加入団体の要件

- ① 一人親方等の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問いませんが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続きなどが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として、別表*に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

*災害防止について、一定の要件を満たした場合、区域を超えて事務処理を行うことができます。詳しくは都道府県労働局へお問い合わせください。

（注2）特定フリーランス事業に係る特別加入団体の要件

注1の①～④に加えて以下の要件が必要となります（注1の⑤は必要ではありません）。また、新たな特別加入団体に対して、厚生労働省に設置されている労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会においてヒアリングを行う予定です。

- ① 特別加入団体になろうとする団体（その母体となる団体を含む。）が、特定の業種に関わらないフリーランス全般の支援のための活動の実績（活動期間が1年以上、100名以上の会員等がいること）を有していること。
- ② 全国を単位として団体を運営すること。その際には、都道府県ごとに加入を希望する者が訪問可能な事務所を設けること。
- ③ 加入を希望する者等に対し、加入、脱退、災害発生時の労災給付請求等の各種支援を行うこと。
- ④ 加入者に対して適切に災害防止のための教育を行うこと。

P5の別表

主たる事務所の所在地の都道府県	主たる事務所の所在地の都道府県以外で特別加入団体が事務処理を行うことが出来る区域の一覧
北海道	青森県
青森県	北海道 岩手県 秋田県
岩手県	青森県 宮城県 秋田県
宮城県	岩手県 秋田県 山形県 福島県
秋田県	青森県 岩手県 宮城県 山形県
山形県	宮城県 秋田県 福島県 新潟県
福島県	宮城県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県
茨城県	福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
栃木県	福島県 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
群馬県	福島県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 長野県
埼玉県	茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
千葉県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 静岡県
東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県
神奈川県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 山梨県 静岡県
新潟県	山形県 福島県 群馬県 東京都 富山県 長野県
富山県	新潟県 石川県 長野県 岐阜県
石川県	富山県 福井県 岐阜県
福井県	石川県 岐阜県 滋賀県 京都府
山梨県	埼玉県 東京都 神奈川県 長野県 静岡県
長野県	群馬県 埼玉県 新潟県 富山県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県
岐阜県	富山県 石川県 福井県 長野県 愛知県 三重県 滋賀県
静岡県	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 愛知県
愛知県	長野県 岐阜県 静岡県 三重県
三重県	岐阜県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
滋賀県	福井県 岐阜県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
京都府	福井県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県
大阪府	三重県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
兵庫県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
奈良県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県
和歌山県	三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 徳島県
鳥取県	京都府 兵庫県 島根県 岡山県 広島県
島根県	鳥取県 岡山県 広島県 山口県
岡山県	京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 広島県 香川県 愛媛県
広島県	鳥取県 島根県 岡山県 山口県 香川県 愛媛県
山口県	島根県 広島県 愛媛県 福岡県 大分県
徳島県	大阪府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県 高知県
香川県	大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 徳島県 愛媛県 高知県
愛媛県	岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 高知県 大分県
高知県	徳島県 香川県 愛媛県
福岡県	山口県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
佐賀県	福岡県 長崎県 熊本県 大分県
長崎県	福岡県 佐賀県 熊本県
熊本県	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 鹿児島県
大分県	山口県 愛媛県 福岡県 佐賀県 熊本県 宮崎県
宮崎県	熊本県 大分県 鹿児島県
鹿児島県	熊本県 宮崎県
沖縄県	—

※申請書の記入については、21ページの記入例を参考にしてください。

※給付基礎日額については、11ページを参照してください。

申請書には、「一人親方等の団体における定款、規約などの目的、組織、運営などを明らかにする書類」と「業務災害の防止に関して一人親方等の団体が講ずべき措置および一人親方等が守るべき事項を定めた書類」を添付しなければなりません。ただし、船員法第1条に規定する船員が行う事業の団体については、業務災害の防止に関する書類の添付は必要ありません。

特別加入の申請に対する労働局長の承認は、申請の日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日となります。

(2) すでに特別加入を承認されている団体を通じて加入する場合

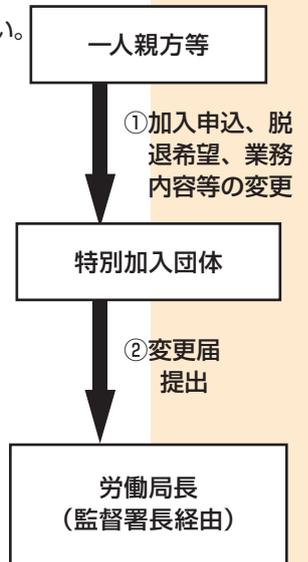
特別加入団体として承認されている団体に申し込んでください。加入手続きはその団体が行います。

※お近くの特別加入団体については、都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

団体が提出するもの： 特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）
提出先： 監督署長を経由して労働局長

特別加入団体は、以下の場合には特別加入に関する変更届（以下「変更届」といいます。）を提出することになっています。

- ① 特別加入を承認されている人の氏名、業務内容などに変更があった場合
- ② 新たに一人親方等として特別加入を希望する人がいる場合
- ③ すでに特別加入を承認されている人の一部が特別加入者としての要件にあてはまらなくなった場合



変更届の記入については、22ページの記入例を参考にしてください。

②の場合は、「特別加入者の異動（新たに特別加入者になった者）」欄に必要な事項を記入します。

③の場合には、「特別加入者の異動（特別加入者でなくなった者）」欄に必要な事項を記入します。

（ご注意）

業務災害または通勤災害が発生した後に変更届を提出されても、すでに発生した災害の給付には反映されません。

◎除染作業を行う場合◎

一人親方等として特別加入している方が、東日本大震災の復旧・復興のため、新たに除染の業務に就く場合には、業務内容に変更があった旨の届出が必要です。

なお、除染作業を行う一人親方等の所属する特別加入団体は、迅速・適正な労災補償を行うため、労働者と同様の被ばく線量管理をしていただくようお願いします。



※1 新たに特別加入を希望する方の本人確認の徹底について

特別加入団体は、5ページの(1)または7ページの(2)②の手続を行う場合、特別加入を希望する方に、原則として顔写真付きの身分証明書(顔写真付きでない場合には、2点以上が必要)の提示を求めて本人確認を行い、その写しまたは番号を控えた上で、「特別加入申請に係る本人確認済証明書」を、申請書または変更届に添付しなければなりません。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、「特別加入申請に係る本人確認済証明書」の添付は必要ありません。

- i 特別加入団体における労働保険事務を労働保険事務組合または社会保険労務士に委託している場合(特別加入団体が労働保険事務組合を兼ねている場合を含む)
- ii 申請書類裏面の「社会保険労務士記載欄」に社会保険労務士の署名がある場合
※電子申請システムにより手続を行う場合は、「社会保険労務士入力欄」に社会保険労務士の署名がある場合

「特別加入申請に係る本人確認済証明書」は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html

QRコードはこちら⇒



※2 特定フリーランス事業に係る事業者との取引実績等の確認

特定フリーランス事業に係る特別加入団体は、5ページの(1)又は7ページの(2)②の手続を行う場合、特別加入を希望する方に対して事業者との取引実績および事業者との取引の意向(見込み)について確認を行った上で、「特定フリーランス事業に係る事業者との取引実績等確認済証明書(加入時)」を、申請書または変更届に添付してください。

また、毎年、前年度に引き続き特別加入する方に対して前年度の事業者との取引実績および今後の事業者との取引の見込みについて確認を行った上で、「特定フリーランス事業に係る事業者との取引実績等確認済証明書(継続加入)」を年度更新期間の終了までに労働局長あてに提出してください。

3 加入時健康診断

(1) 加入時健康診断が必要な場合

表3に記載されている業務に、それぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

表3 加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間(通算期間)	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6か月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月以上	有機溶剤中毒健康診断